

## 控除対象特定非営利活動法人制度の改正に関する素案について

### 改正の趣旨

平成28年6月に公布された特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）において、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、認定特定非営利活動法人等が海外への送金又は金銭の持出しを行うときの事前の書類の備置き及び所轄庁への提出を不要とし、金額にかかわらず毎事業年度終了後1回の事後提出とすること、役員報酬規程等の備置期間を延長すること等の改正が行われたことに鑑み、道が指定する控除対象特定非営利活動法人についても同様の取扱いとするため、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成25年北海道条例第45号。以下「条例」という。）及び北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第77号）を改正するものです。

※ 控除対象特定非営利活動法人とは、条例の規定に基づく指定手續の申出をした特定非営利活動法人のうち、指定のために必要な手續を行う基準に適合することが認められ、北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年北海道条例第61号）で個別に指定された法人をいい、当該法人に対して個人が寄附をした場合には、個人道民税の寄附金税額控除を受けることができます。

### 改正内容

#### (1) 海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前作成の廃止等

控除対象特定非営利活動法人がその金額が200万円を超える海外への送金又は金銭の持出しを行うときに、その都度、事前に海外への送金又は金銭の持出しに関する書類を作成し、その道内の事務所に備え置くことを不要とし、金額にかかわらず、毎事業年度終了後1回、当該事業年度終了の日から3月以内に当該事業年度に行った海外への送金又は金銭の持出しに関する書類を作成し、備え置くこととします。\*

これに伴い、次の改正を行います。

- ・控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度終了後、海外への送金又は金銭の持出しに関する書類を閲覧に供することとします。
- ・控除対象特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出しに関する書類を毎事業年度終了後1回、知事に提出し、知事は当該書類を公開することとします。
- ・控除対象特定非営利活動法人の指定を受けようとする特定非営利活動法人が、毎事業年度終了後、当該事業年度に行った海外への送金又は金銭の持出しに関する書類を備え置き、閲覧に供していることで、指定のために必要な手續を行う基準の一つである「情報公開を適切に行っていること」に適合していることとします。

\* 書類を備え置いていない場合には、条例第12条第2項の規定に違反したとして、指定を取り消されることがあります。

## **(2) 役員報酬規程等の備置き、閲覧等の期間の延長**

控除対象特定非営利活動法人が次の書類をその道内の事務所に備え置き、閲覧に供する期間を、現行の「翌々事業年度の末日までの間」又は「作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長するとともに、控除対象特定非営利活動法人から知事に提出された当該書類を閲覧・謄写できる期間を現行の「過去3年間」から「過去5年間」に延長します。

- ・役員報酬規程等（条例第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類）
- ・助成金の支給を行ったときのその実績を記載した書類

※ 指定の申出書の添付書類及び前事業年度の寄附者名簿を備え置き、閲覧に供する期間については、従前のとおりです。

## **(3) その他**

(1)及び(2)の改正に伴い、必要な経過措置を設けます。